

答申 情第61号

平成30年10月3日

相模原市教育委員会教育長 野村 謙一 殿

相模原市情報公開・個人情報保護・公文書管理審査会

公文書非公開（不存在）決定処分に関する諮問について（答申）

平成30年2月1日付けFNo.0・4・5により諮問のありました事案について、別紙のとおり答申します。

以上

1 審査会の結論

本件審査請求に係る、平成29年10月6日付け教人第8号により相模原市教育委員会(以下「実施機関」という。)が行った非公開(不存在)決定(以下「本件処分」という。)については、妥当である。

2 審査請求の経緯

- (1)平成29年9月24日付けで、審査請求人は、相模原市情報公開条例(平成12年相模原市条例第39号。以下「条例」という。)第6条第1項の規定に基づき、「英米人と長時間対等に会話できる教師は何人いるのか」について、公文書の公開請求を行った。
- (2)実施機関は、英米人と長時間対等に会話できる教師の数についての文書は作成をしておらず、存在しないため、平成29年10月6日付けで本件処分を行い、審査請求人に公文書非公開(不存在)決定通知書を送付した。
- (3)平成29年11月16日付けで、審査請求人は、本件処分を不服として実施機関に対して審査請求を行ったので、実施機関は、平成30年2月1日、当審査会に対し条例第17条の規定に基づき諮問を行った。

3 審査請求人の主張の要旨

審査請求の理由は、審査請求書及び反論書の記載並びに審査会での意見陳述によると、おおむね次のとおりである。

「英米人と長時間対等に会話できる教師の数」とは英語教師の「しゃべること」と「聞くこと」の技術力を聞いているのであり、語学においては基本的なことではないかと思われる。このことを評価せず教師の採点などはできないはずで、その資料が何もないというのはおかしい。

4 実施機関による説明の要旨

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

英米人と長時間対等に会話できる教師の数については把握する必要がないことから、公文書は作成及び取得しておらず存在しない。

なお、英語教師の指導力については、専門的知識や技能を活用して、生徒にわかりやすく指導できるか、生徒の実態に応じて教科指導の目標を達成するための計画的な指導ができるか、学習に関する生徒の課題を把握し、課題解決に向けた指導ができるか、等により総合的に判断しているものである。

5 審査会の判断

- (1)本件申立文書について

本件申立文書は、英米人と長時間対等に会話できる英語教師の数が記載された文書である。

(2) 本件申立文書の不存在について

実施機関は、本件申立文書について、当該教師の数を把握する必要がないことから、公文書を作成及び取得していないため存在しないと説明している。

審査請求人の、英米人と長時間対等に会話できる、「しゃべること」と「聞くこと」の技術力を評価しないで教師の採点などができないはずであるため、本件申立文書が存在するはずであるとの主張に対して、実施機関は、英語教師の教科指導の能力評価については、専門的知識や技能を活用して、生徒にわかりやすく指導できるか等により総合的に判断しているため、英米人と長時間対等に会話できる教師の数を把握する必要がないことから、公文書を作成及び取得しておらず存在しないと説明している。

本件申立文書は存在しないとの実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点は認められない。

(3) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張については、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

(4) 結論

以上のことから、当審査会は、実施機関が行った非公開（不存在）決定については、妥当であると判断する。

6 審査会の処理経過

審査会の処理経過は以下のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成30年 2月 1日	実施機関からの諮問
7月 4日	審議 実施機関からの意見聴取
7月25日	審議 審査請求人の意見陳述
9月26日	審議

第3部会委員 金井 利之
上代 庸平
眞木 康州